

小郡市教職員の働き方改革取組の指針 概要版

小郡市教育委員会

令和5年4月1日

指針の目的

「教職員の働き方改革」を実現し、教職員がワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し健康でやりがいを持って働くこと、「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることを目的として策定するもの。

働き方改革のポイント

1 目標の明確化

働き方改革を進めることは「子どもと向き合う時間を確保し、授業や指導の質を高め、ひいては学校教育全体の質を高めることにつながる」という意識を全教職員がもつこと。

2 意識改革の重要性

働き方改革を進めるために必要なことは、無制限・無定量の勤務を是としないこと、教職員一人一人が組織の一員として効率的に業務を遂行する意識を持つこと、また、タイムマネジメントの意識を持つことが重要。

3 業務の見直し

働き方改革を進めるには、現在、教職員が行っているあらゆる業務について、必要性、効率性の観点から、組織的かつ継続的に見直すことが必要。

4 具体的な取組について

(1) 教職員の意識改革

- ① 勤務時間の適正な把握（ＩＣカードを活用した記録の実施）
- ② 定時退校日の拡大（毎週1回の定時退校日を設定）
- ③ 学校閉庁時刻の設定（閉庁時刻の設定、留守番電話の設定）
- ④ 学校閉庁日の設定（長期休業期間中における学校閉庁日の設定）
- ⑤ 管理職の意識改革（研修の実施・人事評価の見直し）
- ⑥ 保護者・地域住民の理解・啓発

(2) 業務改善の推進

- ① 業務改善の推進
- ② 授業準備等の支援
- ③ 学校のICT化等

- ④ 調査の削減
- ⑤ 事業の削減
- ⑥ 文書事務の見直し
- ⑦ 教職員研修の見直し
- ⑧ 学校給食費の公会計化の検討
- ⑨ 勤務時間外の電話対応等の負担軽減

(3) 部活動の負担軽減

部活動については、「小郡市部活動の在り方に関する指針」にて別に定める。

(4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

- ① スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用
- ② 事務職員の機能強化・学校運営への参画
- ③ コミュニティ・スクールの推進
- ④ 地域学校協働活動（学校支援地域本部事業）の推進
- ⑤ 地域と連携した登校下校時の安全対策の推進